

指定委託法人の検討（統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の見直しの検討）について
（各府省等に対する意見照会結果と対応）

平成 26 年 12 月 18 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 意見照会結果

指定委託法人の検討に関し、各府省等に対して実施した意見照会（回答期限：平成 26 年 5 月 9 日）の結果概要は以下のとおり。

（1）指定委託法人の追加候補について

所管の独立行政法人等に関し、（独）統計センターのほかに統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当すると考えられる法人（潜在的な可能性を有するものを含む）がないかを照会

→ 該当する法人はなかった。

（2）指定委託法人の規定の見直しについて

事務の全部委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定していることについて、委託先の条件を緩和することの必要性等を照会

→ 現行の規定で支障がないとする意見のほか、特段の意見はなかった。

（3）全部委託する業務の内容について

拡大又は縮小すべき業務はないかという観点等から照会

→ 以下の意見が見られた。

- ・ リモートアクセスを活用したオンサイト利用の実用化やオーダーメイド集計の利用条件の緩和など、統計法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供等も含めた新たな提供形態を想定し、今後、適宜適切な検討を行うことが必要。
- ・ 事前相談の対応に相当の負担が生じていることも踏まえ、システム化・自動化方策も含めた、制度や合理的なサービスの整備を検討することが必要。

（4）（独）統計センターについて

事務の全部委託先の（独）統計センターについて、これまでの実績に対する評価等を照会

→ 独立行政法人通則法第 34 条に基づく「統計センターの第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価書」（平成 25 年 9 月 総務省独立行政法人評価委員会）では、オーダーメイド集計に関して A 評価（目標を十分に達成）、匿名データの提供に関して A A 評

価（目標を大幅に上回って達成）となっている。

また、委託元の府省から、平成 25 年度における受託業務の満足度に関して「満足」又は「おおむね満足」との回答を受けている。

今後とも中核的な役割を果たすことが期待される。

2 結果を踏まえた対応

（1）事務の全部委託先として、引き続き（独）統計センターを指定することは適当か。

意見照会の結果、事務の全部委託先の（独）統計センターについての評価は高く、今後も中核的な役割を果たすことが期待されるため、引き続き指定することが適当である。

（2）（独）統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適当か。

意見照会の結果、指定委託法人の追加候補はなかった。

また、この 5 年間に於いて、公的な統計調査の業務の民間委託は更に拡大しており、民間事業者においてオーダーメイド集計や匿名データの提供の事務を受託するための体制は、以前に比べると整ってきていると考えられるが、委託される事務の中には「学術研究の発展に資すると認める場合」等に該当するか否かの判断など、本来調査実施者が行うべき事務も含まれることから、全部委託する業務の内容に変更がない限り、委託先は行政機関に準じる者とするのが望ましい。

（3）全部委託する業務の内容は適切か。

意見照会の結果、今後検討すべき課題はあるものの、現時点においては適切であると考えられる。

→ 以上を踏まえると、指定委託法人に関する規定（統計法第 37 条）について、現時点で特段の措置を講じる必要はないものと考える。

ただし、オーダーメイド集計の利用条件の緩和など、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において掲げられた「調査票情報等の提供及び活用」に関する課題の検討を進める中で、今後、本規定について見直しが必要となる場合がある。

統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の

見直しの検討に当たっての論点 (案)

平成 26 年 3 月 26 日

総務省政策統括官室 (統計基準担当)

1 経緯

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画 (再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)において、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項 (以下「見直し条項」という。) を盛り込むものとする。」とされたことを受け、統計法附則第 17 条の見直し条項 (本則第 37 条の見直し) が盛り込まれたもの。

2 論点

- (1) 事務の全部委託先として、引き続き (独) 統計センターを指定することは適当か。
 - － これまでの 5 年間の実績や評価はどのようになっているか 等
- (2) (独) 統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適当か。
 - － 業務の委託先に求められる要件はどのようなものか。
(例：情報管理体制は万全か、製表業務や秘匿処理の方法に精通しているか、国民の信頼を確保できる法人か 等)
- (3) 全部委託する業務の内容は適切か。
 - － 拡大又は縮小すべき業務はないか。

※ 上記の論点に沿って検討を行い、平成 26 年度中に結論を得る。

統計法令関係条文

(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討 関係)

統計法 附則

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

統計法

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

統計法施行令

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。